

【広報用】

おきなわ地域教育の日

(毎月第3土曜日)

近年、沖縄県でも子どもが被害者・加害者となる悲しい事件・事故があとを絶たず、深刻な社会問題となっています。このような青少年を取り巻く問題は、学校や家庭だけで解決されるものではなく、地域や県民総ぐるみでの手だてが必要だという声が多くなっております。

こうした中で平成22年1月に開催された社会教育関係団体等連絡会では、地域が主体となり「地域の子は地域で守り育てる」気運の醸成を図るため、「おきなわ地域教育の日」を青少年健全育成の象徴の日として設定し、青少年の健全育成を考える日として推奨することとなりました。

各地域の社会教育関係団体や青少年育成関係団体等は、この日を活用して、子ども達との信頼関係を築きながら、地域の居場所づくりや地域の教育力向上を目指しましょう。

毎月第3土曜日

おきなわ
地域教育の日

毎月第3金曜日は「少年を守る日」、毎月第3日曜日は「家庭の日」として設定されている（県民会議の推奨）。これらと、「おきなわ地域教育の日」を含めた、毎月第3金・土・日曜日の3日間を、青少年の健全育成を考える日として、地域による子ども達を守るための活動や子ども達を育てる体験活動、家庭団らんの機会等を増やすことにより、家庭や地域で子ども達とのきずなを深め、青少年の健全育成に資するよう幅広く取り組むことを目指す。

青少年健全育成の日		
毎月第3		
金曜日	土曜日	日曜日
少年を守る日	おきなわ 地域教育の日	家庭の日

沖縄県社会教育関係団体等連絡会